

■総則

第1条 名称

本会は「東海大学マンドリンクラブ OB&OG 会」（以下、本会）と称する。

第2条 本会の目的

東海大学マンドリンクラブ OB&OG の情報交換を図り、親睦を深め、互いをより理解する。

現役生をサポートし、クラブの発展を助成する。

下部組織を作り、各種記念行事等を開催する。

名簿を作成し、管理維持する。但し、別に定める個人情報取扱規定を遵守する。

第3条 所在地

本会の事務局は 神奈川県平塚市北金目4-1-1 東海大学マンドリンクラブ内に置く。

■会員について

第4条 会員

本会の会員資格は、原則として東海大学卒業時に東海大学マンドリンクラブに所属していた者とする。

但し、東海大学マンドリンクラブへの在籍歴があり、本会の目的に賛同する者はこの限りではない。

第5条 会費

会員は本会で定められた会費を支払うものとする。

年会費として3000円と定め、これを一括で納めるものとする。但し、夫婦親子等の同一世帯で本会の会員である場合は世帯割引として、会費は一世帯で3000円とする。

会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

■総会について

第6条 総会

総会は、本会の会長が召集し、原則として毎年1回開催する。

開催時期を原則として4月と定める。

第7条 審議と決定

会計報告、役員等の選任と了承、会則の改定等、その他の本会運営に関する事項を総会にて審議する。

出席会員（委任状含む）の過半数の議決にて、審議の決定とみなす。

2か年分以上の会費未納の会員の議決権については、これを認めない。

■役員について

第8条 役員

次の役員を置くこととする。

会長1名

副会長1名

会計1名

会計監査1名

その他役員若干名

本会の会長は、原則として毎月1回連絡会を招集して開催し、出席の役員とともに次の項目について審議する。

また、本会の会員は自由にこれに出席し、審議に参加することができる。

総会に付議すべき事項

総会において議決された事項の執行に関する事項

本会の目的に合致する会務の執行に関する事項

その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### 第9条 役員任期

役員の内任期は2年とする。再任の場合もあり得る。

任期途中で退任の場合は、残余の任期を次の方法で補うものとする。

会長の退任の場合は副会長が昇格する。

他の役員の内退任の場合は会長が残りの役員の中から選任する。但し、会計と会計監査の兼任は、これを認めない。

#### 第10条 役員等の選任

会長は総会において選任される。

その他役員は会長が任命する。

下部組織の長は会長が任命し、委員はその長が任命する。

役員、下部組織の長および委員は、総会において出席会員（委任状含む）過半数の了承を得る。

### ■OB&OG名簿について

#### 第11条 名簿の管理

役員の内1名が名簿の管理をする。その管理者は会長が任命し、総会において出席会員（委任状含む）過半数の了承を得る。また、会長の承認の下、必要に応じて管理者の代行を置くことができる。

名簿の個人情報に関しては、別に定める個人情報取扱規定を遵守する。

### ■細則について

#### 第12条 細則

個人情報の管理を目的として、別に定める個人情報取扱規定の細則を設け、会員はこれを遵守する。

会則に反しない限り、本会及び下部組織において必要に応じて他の細則を定めることを認める。

### ■附則

本会則は、2015年1月1日より施行する。

本会則は、2016年3月26日改正、同年4月1日から施行する。

改廃の箇所

本会設立年月日の挿入

第2条第1項の字句修正

第5条第3項の字句修正

第6条第2項の字句修正

第7条第3項に字句追加

第8条第2項を新設

第11条第1項の字句追加